

平成25年 4 月26日

第2次児童ポルノ排除総合対策（素案）の概要

1 趣旨

- 「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月）により、協議会やシンポジウムを通じた国民運動が推進されたほか、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止措置（ブロッキング）が開始されるなど、一定の成果。
- しかし、児童ポルノ事犯の送致件数・人員は増加傾向にあり、平成24年は1,596件1,268人といずれも過去最多。大部分がインターネット関連であり、ファイル共有ソフト利用事犯が急増。被害者の約半数は低年齢児童と認められ、その約8割が強姦や強制わいせつ的手段によるものであるなど、極めて憂慮すべき事態。
- そこで、今後3年間を目途に児童ポルノを排除するための総合的な対策を策定する必要。

2 主なポイント

- (1) 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進
 - 国民運動の効果的な推進
- (2) 被害防止対策の推進
 - インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動
- (3) インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
 - ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進
 - ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進
- (4) 被害児童の早期発見及び支援活動の推進
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権110番」「子ども人権SOSミニレター」等を活用した相談体制の充実
- (5) 児童ポルノ事犯の取締りの強化
 - 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
- (6) 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等
 - 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
 - 外国捜査機関等との連携の強化